

奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「奥会津地域インフラ施設観光資源調査等業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託

(2) 業務内容

別記「仕様書」のとおり。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 委託契約上限額

8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

項目	日程
「質問書」の提出期限	令和5年3月27日（月）午後0時
「参加表明書」の提出期限	令和5年3月31日（金）午後0時
「企画提案書」の提出期限	令和5年4月7日（金）午後0時
ヒアリング審査対象者の通知	令和5年4月19日（水）予定
ヒアリング審査	令和5年4月25日（火）予定
審査結果の通知	令和5年4月25日（火）以降
契約候補者との協議、見積書提出	審査結果の通知日～令和5年5月中予定
契約締結予定日	令和5年5月中予定

5 参加資格等

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 法人格を有すること。
- (11) 本事業実施に必要な種別の旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく旅行業の登録を受けていること。

6 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県会津若松建設事務所ホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

<URL>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>

7 質問等の受付等

募集要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「質問書（第1号様式）」を提出することができる。

(1) 受付期限

令和5年3月27日（月）午後0時（必着）

(2) 提出方法

下記メールアドレス宛に、電子メール（ファイル添付）で提出し、電話にて送付し

た旨を知らせること。なお、電話による質問の受付は認めない。

<提出先メールアドレス>

wakamatsu.ken.kikaku@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県会津若松建設事務所ホームページで令和5年3月17日(金)から令和5年3月29日(水)の期間において随時公表する。

8 参加表明書の提出方法

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書(様式第4号)」に代表者印を押印の上、次のとおり提出すること。

なお、前5(10)及び(11)においては、確認できる書類の写しを添付すること。

(1) 提出期限

令和5年3月31日(金)午後0時(必着)

(2) 提出方法

事務局宛に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。(提出期限の日までに参加表明書が到着しないことを理由に参加表明書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

ウ 電子メールの場合はPDFデータとし、電話にて送付した旨を知らせること。

エ CD-ROM等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

9 企画提案書の提出方法

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月7日(金)午後0時(必着)

(2) 提出方法

事務局宛に持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合は、提出期限まで(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。(提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

ウ CD-ROMや電子メール等の電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

(3) 提出書類

- ア 企画提案書及び工程表
※任意様式で日本工業規格 A 4 版 3 0 頁以内とする（表紙は除く）
- イ 会社概要書（第 3 号様式）
※必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とする。
- ウ 業務実施体制書（第 6 号様式）
- エ 見積書（任意様式で日本工業規格 A 4 版とする）
※見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。
- オ 福島県から受注した業務実績一覧（任意様式で日本工業規格 A 4 版とする）
※過去 3 ヶ年程度の業務名、発注元、業務内容、受注額を記載すること。

(4) 提出部数

1 0 部（正本 1 部、副本 9 部）

1 0 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書は、仕様書「5 業務内容（1）～（3）」に掲げる各業務の実施方法について、業務ごとに具体的に提案すること。
- (2) 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- (3) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提案にあたっては、本募集要領に定める業務内容の他、委託の上限額内で執行が可能であれば、より効果的な手法を追加しても構わない。
- (5) 下記既存資料（過年度業務の成果品）の閲覧を可能とする。
 - ・令和 2 年度 第 20-41340-0237 号 奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託
 - ・令和 3 年度 第 21-41340-0139 号 奥会津インフラ施設観光資源調査等業務委託

1 1 プロポーザルに係る留意事項

(1) 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 前 5 で定める参加者資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加者資格要件を満たさなくなった者による提案
- イ 前 9 で定める提出期限を過ぎて提出された提案
- ウ 前 3 で定める委託契約の上限額を超える提案
- エ 提出したプロポーザル参加表明書及び企画提案書が、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 9 0 条（公序良俗）、第 9 3 条（心裡留保）、第 9 4 条（虚偽表示）又は第 9 5 条（錯誤）に該当する提案
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- カ 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 別途設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- ク その他本募集要領に違反すると認められる場合

(2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え又は再提出はできない。なお、提出書類は返却しない。

(4) 費用負担

参加に要する経費等は、プロポーザル参加者の負担とする。

(5) その他

ア 本プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、原則、公表しない。

ウ 印刷物や車両手配など、可能な限り県内事業者を利用すること。

1.2 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 選定方式

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、企画提案書等を書面審査し、ヒアリング審査の対象者（上位5者以内）を選定する。契約候補者はヒアリング審査対象者の中から、書面審査及びヒアリング審査の結果を総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

なお、本プロポーザルは、説明会を実施しないため、本募集要領をよく確認の上、参加すること。

(2) ヒアリング審査

ヒアリングは、令和5年4月25日（火）頃を実施する予定です。詳細はヒアリング審査の対象者に通知します。

ヒアリングは、提出された企画提案書の説明を受けます。新たな資料の配付は認めません。

なお、説明者は業務実施体制書（様式6）に記載した者の中から、2名以内とします。

説明にプロジェクターを使用することは可能です。その際は、説明者がパソコンを準備することとし、会津若松建設事務所が準備するプロジェクターを使用するものとします。また、パソコンの操作などの補助は上記出席者のうちで行ってください。

ただし、新型コロナウイルス等の状況によっては、ヒアリング実施の要否及び方法について変更する場合があります。

(3) 審査基準等

【企画提案書】

評価項目	評価の視点	配点
企画全体	・各条件を満足する内容となっているか。	10
	・事業の趣旨や目的を理解した提案内容であるか。	
	・本地域の地域性を踏まえた内容であるか。	
	・提案内容は、対象市場と合致しているか。	
	・新しい生活様式に沿った内容であるか。	
	・提案内容が具体的に説得力があり成果が期待できるものであるか。	
事務局の設置	・今年度設置する事務局の体制及び業務分担は、仕様書を十分満足するようなものであるか。	20
	・提案された機能や体制は、持続可能性が期待できるものであるか。	
定着化	・本地域の地域性を踏まえた内容であるか。	10
	・モデルツアーは、発注者の条件を満足しているか。	
	・モデルツアーの提案時期は、適切であるか。	
	・モデルツアーは、魅力的な内容かつ継続性があるか。	
	・ツアー参加者に対して、安全・安心な内容であるか。	
	・事業の準備を含め、業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる内容であるか。	
	・事業遂行上必要と思われるノウハウや実績を十分に有しているか。	10
	②商品造成の促進	
	・商品造成の促進方法は、効果的な内容であるか。	15
	③改善策等	
・上記提案は、定着化への改善につながると期待できる内容か。		
スケジュール及び 事業費積算	・スケジュールは的確に設定されているか。	5
	・十分な人員配置を行っているか。	
	・内容、数量、単価は適正か。	
小計		70

・審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつける。

評価点					評価
35点満点	20点満点	15点満点	10点満点	5点満点	
35	20	15	10	5	優れている
28	16	12	8	4	やや優れている
21	12	9	6	3	普通
14	8	6	4	2	やや劣る
7	4	3	2	1	劣る

【ヒアリング】

評価項目	評価の視点	配点
専門性	・説明内容が企画提案書の内容を補完しており、専門性を十分に発揮できると認められる場合・・・	20
	・企画提案書の内容は十分であるが、上記の評価対象と比較して説明が不十分な場合・・・	10
	・上記に該当しない場合・・・	0
取組姿勢	・取り組み意欲が強く感じられる場合・・・	5
	・上記に該当しない場合・・・	0
コミュニケーション力	・質問に対する応答が明快かつ迅速な場合・・・	5
	・上記に該当しない場合・・・	0
小計		30

- ・評価項目毎に各審査委員の平均評価点を算出し、その合計評価点の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とし、同点の場合は、業務経費の最も安かった者とする。なお、各審査委員の企画提案書の合計評価点が42点以上であることを条件とする。

なお、評価項目毎の平均点は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位にまるめる。

(4) 結果の通知等

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で令和5年4月25日（火）以降に通知するとともに、公表する。

なお、契約候補者に選定されなかった者は、その通知の日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

1.3 契約手続等

(1) 委託契約の手続

事務局は福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約により、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとする。

また、契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。契約候補者との協議が整わなかった場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託業務完了後を原則とするが、委託業務の円滑な実施のため、委託料の一部を概算払することができる。

(5) 事業実施責任者

本委託業務の実施に当たり、企画提案書に記載された実施責任者は、特別の理由がある場合を除き変更することができない。

1.4 公正なプロポーザルの確保について

(1) 本プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 本プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の本プロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) 本プロポーザル参加者は、契約候補者の決定前に、他の本プロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 本プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、本プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又は本プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1 5 本プロポーザルに関する書類の提出先及び担当部署（問い合わせ先）

福島県会津若松建設事務所 企画管理部 企画調査課

所在地 〒965-8501 会津若松市追手町7番5号（新館3階）

電話 0242-29-5455（直通）

メールアドレス wakamatsu.ken.kikaku@pref.fukushima.lg.jp